

## 東日本大震災の課題と教訓の総括

### 1. 地震・津波の過去の想定について

東日本大震災では、中央防災会議（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会）の平成 17 年における想定を大きく上回る地震・津波が発生し、甚大な被害が生じた。

過去に発生した可能性のある地震であっても、震度と津波高などを再現できなかった地震は地震発生の確度が低いとみなして想定の対象外にし、例えば、869 年貞観三陸沖地震などを考慮の外においてきたことは、十分反省すべきである。

これを教訓として、これまでの地震・津波の想定について、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害を的確に想定するよう、見直していくことが必要である。

### 2. 政府の被災者支援体制等の立上げの円滑化について

発災直後からの政府全体の対応体制の確立において、例えば、被災者生活支援特別対策本部（後の「被災者生活支援チーム」）による被災者支援の本格化までに時間を要した。

これを教訓として、政府の被災者支援体制等の対応体制の立上げの円滑化について、見直していくことが必要である。

### 3. ハード施設の構造について

堤防や防波堤などのハード施設が、想定する計画津波高を上回る津波により損壊した。その際、越波を十分想定していなかったこともあり、早期に倒壊し、被害を防ぐ効果が限定的であったものもあった。

これを教訓として、計画を上回る外力に対しても「粘り強く」効果を発揮する構造を備えた防災施設のハード整備を進めることが重要である。

## 東日本大震災の課題と教訓の総括

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
事前の備えに関すること	想定される地震・津波の設定			地震の長期評価（今後数十年以内の地震発生確率や規模等の評価）は、当該地域で過去数百年間に発生した地震の記録をもとに評価することを基本としてきたが、評価の対象としていなかった発生間隔が極めて長いと考えられる巨大な地震・津波が発生し、甚大な人的・物的被害が生じた。	東北地方太平洋沖地震のような低頻度の巨大地震についても長期評価の対象となるよう、評価方法の見直しを行うことが必要。	文部科学省	低頻度の巨大地震についても評価対象とするため、地震活動の評価方法の見直しを平成24年度末までに進める。また、文献や地質の調査を継続しつつ、従来長期評価の対象としていなかった地震を含めた長期評価を実施するとともに、地震によって発生する津波の高さ等に対する評価を導入する。
	地震・津波に強い国づくり、まちづくり	構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方	地震の規模に比べると、地震の揺れによる建物被害はそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて多数の建物全壊、半壊、一部損壊、天井材の落下等の被害があった。また、ライフラインや交通施設及びコンビナート港湾にも甚大な被害をもたらした。	被害を完全に防ぐことができない大災害においても、人命が失われないことを最重視し、引き続き、建築物や構造物の耐震化を図るとともに、天井材の脱落防止対策、コンビナート港湾等の安全性確保等にも取り組むことが必要。	文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 他関係省庁	住宅及び多数の者が利用する建築物について、耐震化を推進。住宅は、平成27年度までに耐震化率90%、平成32年度までに95%を目標として耐震化を進める。また、公立学校については、平成27年度までできるだけ早い時期に耐震化を完了、主要なターミナル駅については平成27年度までに耐震化率概ね100%を目標として耐震化を進める。さらに、天井材等の非構造部材について耐震化を進めるとともに他の建築物、構造物についても耐震化を進め、コンビナート港湾における地震対策についても検討を行う。	
	総合的な津波災害対策についての基本的な考え方			一定頻度の津波レベルを想定して主に海岸堤防等のハードを中心とした対策が行われ、設計対象の津波高までに対しては効果を発揮したものの、東日本大震災での津波のような、低頻度ではあるが大規模かつ広範囲にわたって被害をもたらす津波に対しては、過度にハードに依存した防災対策には限界があった。	最大クラスの津波が発生した場合には、過度にハードに依存した防災対策では限界があることから、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考え方の下、「減災」の視点に立ち、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、避難施設の整備やハザードマップの作成等の、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で、津波防災を効率的かつ効果的に推進することが必要。	内閣府（防災）  国土交通省 気象庁	平成23年9月、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告において、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等のハード対策と、ハザードマップ整備などの避難を中心とするソフト対策を併せて実施、これに比べて、発生頻度は高いが、津波高は低い津波に対しては、海岸堤防・防波堤など構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ方針が示された。  津波防災地域づくりを推進するため、平成23年12月27日に「津波防災地域づくりに関する法律」等を施行した。さらに、本法に基づく津波防災地域づくりを推進するための基本的な方向を示す「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」も同日に定めた。 これを受け、施行通知の発出や地方公共団体向けの説明会を開催して、制度の周知徹底を図るとともに、津波浸水想定の設定又は変更に関する基礎調査を実施しているところである。 今後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づきハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを実施するとともに、津波警報の精度向上、粘り強い海岸保全施設等の技術開発・整備、災害に強い海上輸送ネットワークの構築など、総合的な津波対策を推進する。

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
事前の備えに関すること	国民の防災活動の促進	防災教育		日頃からの防災教育に基づき中学生が小学生の避難を助け、また、中学生等の避難行動がきっかけとなって周囲の住民も避難し、被害を最小限に抑えた事例もあった。	行政、民間などの多様な組織や様々な機会を通じた防災教育を行い、防災思想・知識普及の強化を図ることが必要。なお、大規模災害を生き抜くためには、一人一人が自ら情報を得て、自ら判断・決断し、自ら行動する力を備えるような教育を行うことが必要。	内閣府(防災)	国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化することについて、災害対策基本法を改正。 引き続き、地域での具体的な成功・失敗事例や昔からの伝承も含め、被災体験の検証から得られた教訓を、全国各地の学校など様々な組織で幅広く次世代に確実に受け継いでいく。
						文部科学省	学校においては、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成しており、平成24年度には、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及を行うこととしている。 また、学習指導要領における総合的な学習の時間の学習活動の例示として防災をはじめとした安全を位置づけることや、体育・保健体育において防災に充てる時間を充実させることなど、指導時間を確保するための方策について検討を行う。 次代の防災文化を構築するため、学校における系統的・体系的な防災教育に関する指導内容の整理を行う。 上記施策等を通じた学校における防災教育のより一層の推進を図る。 大学において、防災に関する専門的な人材育成を推進する。 地域の防災力の向上を図るため、子どもだけでなく大人に対する防災・減災学習も必要であり、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域の住民、企業、団体に対する防災教育の充実を図る。住民一人一人が主体的に参画する学びの場づくりの一環として、公民館等を活用して地域ぐるみの防災教育などのための場を提供する活動等の支援を推進している。
国民の防災活動の促進	国民の防災活動の促進	災害教訓の伝承		「津波でんでんこ」の教えを守り、生徒たちが教師からの指示を待たずに、率先避難者となり高台に避難することで、周囲の住民を含めて助かった事例や、「此処より下に家を建てるな」などが刻まれた石碑の教訓を守り高台に住んでいた住民は助かった事例があった一方、過去の災害の教訓が時間の経過とともに忘れ去られ、多くの方が犠牲になった地区もあった。	具体的な地域での成功・失敗事例や昔からの伝承も含め、被災体験の検証から得られた教訓を、全国各地の学校など様々な組織で幅広く次世代に確実に受け継ぐことが必要。その際、地域の施設の名前や銘文などに災害に関する記録が残されると、伝承に有効なことに留意するとともに、伝承や教訓等を他地域にも発信し、共有できるよう努めることも必要。	内閣府(防災)	過去に発生した大災害から現在につながる教訓を導き出し、これを継承する取組を進めており、平成24年度には東日本大震災を教訓とした防災用教材を配布する。 引き続き、具体的な地域での成功・失敗事例や昔からの伝承も含め、被災体験の検証から得られた教訓を、全国各地の学校など様々な組織で幅広く次世代に確実に受け継いでいく。その際、地域の施設の名前や銘文などに災害に関する記録が残ると、伝承に有効なことに留意するとともに、伝承は他地域にも発信し、共有できるよう努める。
		防災訓練		これまでの防災訓練は展示型の訓練も多く、また、機関単位で実施することが多かったため、必ずしも実践的とはいえない部分があった。	国と地方公共団体、行政と民間、分野別、テーマ別等に、多主体が参画・連携した訓練や、官民一体となった業界横断的な訓練、地方公共団体の区域を越えての応援や避難を想定した広域的かつ実践的な訓練を実施することが必要。その際、より実践的な課題発見型、検証型の訓練への転換により目標の明確化、外部評価の導入等を行い、訓練の結果得られた課題や検証の結果を踏まえ、仕組みや対策の具体的見直しを行うことに留意することが必要。	内閣府(防災) 関係省庁	政府が主体となって実施する防災訓練においては、地方公共団体や指定公共機関等との連携を図り、防災体制や計画の脆弱点、課題の発見に重点を置いた課題発見型・検証型訓練の導入、多数の主体が参加する分野(業界)別・テーマ別に行う業界横断的な訓練の推進等により、実践的かつ効果的な防災訓練の充実・強化を平成24年度末までに実施する。 また、南海トラフの巨大地震、首都直下地震の新しい被害想定等に基づき、実践的な訓練を実施する。

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
事前の備えに関すること	国民の防災活動の促進	多様な主体の防災活動の環境整備	災害対応の現場では、ボランティアによる炊き出しや片付けの支援、貨物輸送業者等による支援物資の倉庫における効率的な運営や宅配事業者による在宅避難者への生鮮食料品等の宅配など、民間の各主体による活動が有効な例が多く見られた。このように、災害対策に当たって、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、十分な対応が行えないことを認識した。	地域の住民や団体等、ボランティア、企業等の多様な主体が自らの命、安全を自ら守る、地域の安全は自分たちで守るという「自助」、「共助」の意識を高め、災害対応において、周囲を支援するような地域の防災力の強化を図ることが必要。	内閣府 (防災)	「減災」、「自助」、「共助」の理念の明確化とともに、ボランティアの活動環境等の整備のための具体的方策、企業の事業継続計画（BCP）の策定及び改善を促進するための法的位置付けや具体的な支援措置の充実等について検討する。 また、当面の取組から得られた新たな課題について、ボランティア及び企業の事業継続計画の検討会等の場を通じて解決を図りながら、さらなる強化を図っていく。	
			避難所等における物資等の備蓄	避難所になるべき施設に、食料、水、燃料などの備蓄が十分備わっていなかった。	発災後、当面は外部からの支援がなくても地域だけで自立して生存できるよう、食料等の備蓄や非常用電源設備・非常用通信施設の整備等を進めることが必要。	内閣府 (防災)	物資調達・輸送調整に関する検討を進める前提として、各地方公共団体の備蓄の情報について、平成24年度に調査を行い、引き続き、各地方公共団体において、外部からの支援がなくても数週間は地域だけで自立して生存できるように、食糧の備蓄や炊き出しのための施設の整備等が促進されるような施策を検討する。
	地震・津波災害に関する観測及び研究等の推進	海溝型地震・津波に関する観測網の整備及び調査研究が不十分であったために、発生する地震像等の正確な想定が出来なかった。	海溝型地震・津波に関する観測の充実・強化及び研究の推進を図ることが必要。	文科科学省	今後、地震・津波が発生するおそれのある東北地方太平洋沖の日本海溝沿いに海底地震・津波観測網を整備するとともに、南海トラフ沿いにおける海底地震・津波観測網の整備を加速する。また、観測網により得られた観測データを活用し、緊急地震速報及び津波警報の精度向上を図る。さらに、海溝型地震・津波に関する総合調査を実施し、観測網や総合調査により得られた調査観測データを長期評価に活用することでその高度化を図る。		
	迅速かつ円滑な災害復旧・復興への備え	災害対策基本法に復興段階の制度的な枠組みがなく、その都度決定されるので、時間がかかるとの指摘がある。	円滑な災害からの復興を目指すため、災害想定に基づいて、事前に復興まちづくり計画を策定することを検討することが必要。	内閣府 (防災)	災害への備えとして、あらかじめ国の復興対策本部の体制、復興委員会、復興計画など、復興の基本的な枠組みを検討する。		
発災後の対応に関すること	地震発生直後の情報の発表	津波警報等の発表	地震発生3分後に発表した津波警報第1報での地震規模推定が過小評価となり、また、評価が過小である可能性を認識できなかったため、地震の規模や津波の高さの予想は、実際の地震の規模や津波の高さを大きく下回った。また、国内の広帯域地震計が振り切れたため、地震の規模の計算ができず、津波警報更新の続報が迅速に発表できなかった。さらに、沖合の海底水圧計（津波計）のデータを利用した津波警報更新の手段が不十分であった。	津波警報については、第1報の迅速性は確保し、地震発生後3分程度以内の発表を目指す従来の方向性は堅持しつつ、その後の時間経過とともに得られる地震・津波データや解析結果に基づき、より確度の高い警報に切り替えることが必要。また、マグニチュード8超で従来の手法から求めたマグニチュードが過小評価と判断される巨大地震の第1報では、想定されている最大の地震規模等に基づき、予想する津波の高さを数値化せず、簡潔に住民に分かりやすい警報を発表し、伝達の徹底・避難の促進を図ることが必要。	気象庁	津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言を踏まえて、改善した津波警報の運用を平成25年3月に開始する予定。 さらに、近地用津波データベースの改善をはじめとした津波予測技術の向上、潮位に基づく津波警報の発表技術の実用化に向けた検討、今後飛躍的に増加する水圧計データの活用技術の向上などに取り組む。	
発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	災害情報の収集・連絡		被災した市町村において、通信の途絶のみならず、首長や職員の被災、庁舎の被災により、被害の把握や被害状況の報告・発信などが行えない状況が多く発生した。政府は現場の実情がきちんと把握できない状況下で、一部の市町村の機能が失われていることすら当初は把握できなかった。	災害発生時、国及び地方公共団体は、ボランティアや民間組織からの情報の有効活用も含め、情報・資料の収集、分析、集約、活用のための組織体制、連携体制の整備を進めることが必要。特に、積極的に情報を取りに行く体制の整備は重要。	内閣府 (防災)	市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集のため必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること等について、災害対策基本法を改正。 引き続き、総合防災情報システムを活用し、国や自治体、関係機関の連携を可能とする体制を構築する。また民間からの情報の収集・集約・活用体制の整備を進める。 また、防災情報の活用に係るプロジェクトチームにおいて、情報のトリアージも含めた被災者の個別ニーズを含む情報の収集等について検討し、平成24年6月末を目途に結果を取りまとめ、可能なものから施策化を図る。	

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
発災後の対応に関する こと	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	通信手段の確保	地震や津波により情報通信インフラが途絶したほか、広範囲にわたり輻輳(通信集中)等による影響が生じた。	災害時においても確実な情報の収集及び伝達を行うため、災害対応を行う各主体が、通信ルートの二重化、通信手段の多様化(例えば衛星携帯電話や防災行政無線等)、非常用電源の確保等、通信ルートの確保・整備を進めることが必要。また、通信事業者は、これに加え、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策及び安否確認手段の利用促進等を推進することが必要。	総務省	「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」における取りまとめ(①輻輳対策、②通信設備の被災対策、③通信インフラの在り方、④インターネット利用の在り方)を踏まえ、官民で協力して取組を進める。 電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた技術基準の改正及び携帯電話の輻輳対策の研究開発を推進し、平成32年度に向けて携帯電話に通常時の50倍程度の音声通信が集中しても概ね全ての通信を処理するという到達目標を設定し、基盤技術の研究開発等を推進する。 また、通信事業者は、技術基準の改正等を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性対策の強化や災害用伝言サービス間の連携・利用促進等に取り組む。	
		防災中枢機能の確保	市庁舎等防災拠点自体が被災し、施設や設備の損傷・滅失によって、情報収集・発信、救助・救助、物資調達等の災害応急活動の実施に大きな障害が発生した。	災害時においても防災中枢機能を確保するため、必要な施設の整備・物資の備蓄等を行うとともに、浸水の危険性の低い場所への移転を図るべき。	内閣府(防災)	拠点施設の耐震化・耐浪化、非常用電源設備・非常用通信設備の整備、物資の備蓄等を図るとともに、地域によっては災害リスクのより低い地域へ機能を誘導することも検討する。 地方公共団体における地震発生時の業務継続体制の検討を促進するため、「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」(平成22年4月内閣府防災担当)について、東日本大震災の教訓を踏まえて、充実・強化を図っていく。 また、中央省庁については、首都直下地震を対象として、首都中枢機能のバックアップのあり方を含めた中枢機能継続性確保対策について検討を進めていく。	
		国の活動体制	緊急災害対策本部を初めて設置し、その下で各種事案対応を行う既定の組織を設置したが、対応する業務の種類・量が増大したため、組織の規模を拡大することとなり、試行錯誤しながらの対応に迫られた。	適時適切な被災者支援を実施するために、緊急災害対策本部事務局の機能の充実・強化を図るべき。その際に、東日本大震災における対応の検証を行った上で、事務局体制を構築することが必要。また、事務局体制における各省庁の役割を明確にすることが必要。	内閣府(防災)	今後、甚大な災害が発生した際、初動期において、適時適切な被災者支援を実施するため、緊急災害対策本部事務局の機能の強化を図る。具体的には、事務局幹事会において迅速かつハイレベルな意思決定を行うための構成メンバーの見直し、事務局の円滑な立ち上げの方策、東日本大震災時に設置された「被災者生活支援特別対策本部(後の「被災者生活支援チーム)」の体制を踏まえた事務局体制の充実、強化及び内閣府の役割等について検討し、引き続き、大規模災害発生時の災害応急対策に係る体制の強化を図る。また、訓練等を活用し、より実効性のある体制の確立を図る。	
		地方公共団体の活動体制	市町村は、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えたり、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かった。また、被害が広範な地域、多数の市町村に及んだため、県のサポートも十分機能しなかった。	広域災害や大規模災害の発生時に、都道府県又は国による広域調整のもと、地方公共団体間の水平的な支援が行える仕組みの導入を図ることが必要。また、円滑な支援のため事前の計画策定を推進することが必要。この際、指揮命令系統の一元化や災害協定の締結にも留意することが必要。また、大規模災害を念頭に、市町村の機能が著しく低下した際の支援や体制整備に関し、都道府県や国の対応のあり方等について検討を行うことが必要。さらに、著しく巨大な災害では、「災害緊急事態」ともいふべき被災地方公共団体の行政機能の喪失といった事態を想定し、行政機能の維持などに関し、国や被災地内外の地方公共団体の役割を見直す必要があるのではないかと。	内閣府(防災) 消防庁	応急対策業務にかかる地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命に関わるような緊急性の極めて高い応急措置に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大することについて災害対策基本法を改正。 また、他の主体との相互支援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互支援の受け入れを想定する等の必要な措置を講じるよう努めることについて災害対策基本法を改正。 さらに、地方公共団体が災害により機能を失った場合も想定し、国、都道府県、市町村の役割分担を検討する。	

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
発災後の対応に関する こと	発災直後の 情報の収 集・連絡及 び活動体制 の確立	広域的な応援体制		被災地方公共団体の活動を応援するため、発災直後から多くの地方公共団体及びその連合体が職員の応援を行った。また、国も自ら職員による応援を実施した。しかし、派遣側と、被災地の地方公共団体のニーズ（期間、能力など）のマッチングが困難だったほか、地方公共団体から派遣される職員が短期間で交代するため、業務の継続性の確保に支障が生じる例もあった。	地域ブロック全体が広域的に被災し、地域ブロック内の市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠隔地の都道府県・市町村等との相互応援協定の締結等、より広域的な共助システムの構築が必要。	内閣府 (防災)	発災後、意思決定機能が失われても自動的に共助システムが動くような事前の体制構築、行政職員間の広域応援をより円滑にするための災害対応業務の標準化、自治体のみならず企業・ボランティアなどの活動も考慮した広域応援体制の構築、広域災害を想定した部隊運用等の防災訓練の実施を行う。 さらに、広域的な応援体制について、防災基本計画への位置づけにより具体化を図るとともに、首都直下や南海トラフを想定した協議会等を活用し、地方公共団体の受援計画策定等を図る。
		救助・救急活動		3月12日に部隊派遣調整を担当するため緊急災害対策本部に「部隊派遣調整グループ」を立ち上げ、現地で活動している部隊の状況把握と様々な情報収集にとりかかったが、多大な部隊の派遣調整を被災地から離れた東京で実施することとなったため、指示に時間差が生じるなど、派遣調整は困難だった。なお、被災地においては民間回線など通信途絶により情報のやり取りが困難であったため、異なる実働部隊との連携が必ずしも円滑ではなかった。	広範囲な地域で大規模な部隊を運用する場合、緊急災害対策本部事務局でどこまで部隊運用を調整すべきかが課題。	内閣府 (防災) 消防庁 海上保安庁 防衛省 警察庁	広範囲で大規模な部隊が連携して効率的な救命・救助活動ができるよう、各省庁の発災後から人命救助を優先した応急対策活動に係る業務の整理、警察・消防・自衛隊等複数の部隊間の現地における通信手段確保、関係機関共同での訓練の実施等について検討し、平成25年度中を目途に連携方針を策定。これを踏まえ、必要に応じ、各種応急対策活動要領に反映する。また、訓練を実施し、より実効性のある体制の確保を図る。
	医療活動		被災地内の救命医療が必要な方だけでなく、慢性疾患などの入院患者や避難所で治療を受けている患者などの域外への搬出も広域医療搬送の新たな観点として必要となった。 建物の倒壊による傷病者が少なく、津波による犠牲者が非常に多く発生したため、被災の規模に比して急性期医療や広域医療搬送へのニーズが少なかった。 DMATについては、活動を想定していた48時間の活動時間を超えたことによる自前物資の不足や通信途絶による医療ニーズの把握が困難であった。 通信機能の途絶により、現地の医療提供機関の被災状況の把握に時間を要した。また、現地に派遣された医療チームと支援を受ける医療提供機関、県との情報共有が困難だった。 また、医療チームの派遣調整や引き継ぎに関する体制が不十分だった。	災害時の救急医療の充実を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動内容・活動期間、指揮調整機能等及び医療チームの派遣調整機能等の見直しを行うことが必要。また、災害派遣医療チーム（DMAT）から医療チーム（JMAT、日本赤十字社など）等への引継ぎや、受入れや派遣の調整を行う組織の立上げを円滑に行うため、関係機関の連携を促進することが必要。	厚生労働省	災害拠点病院や災害派遣医療チーム（DMAT）のあり方、災害超急性期から急性期、中長期の医療提供体制のあり方についての検討を踏まえ、災害拠点病院の指定要件等を定めた通知の改正及び日本DMAT活動要領の改正を実施済。 今後、通知や要領の改正を踏まえ、都道府県において、災害拠点病院やDMAT、中長期の医療体制等の整備を促進するとともに、実効性のある訓練を平時から実施するなど、実効性のある体制の確立を図る。	
	惨事ストレス対策		東日本大震災においては、凄惨な現場が多く、活動にあたった多くの実働部隊に惨事ストレスの発生が危惧された。	大規模災害時における惨事ストレス対策のあり方について検討が必要。	厚生労働省	全国の自治体の保健師が被災地に派遣され、惨事ストレス対策を含む保健活動を支援した。	
緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	交通の確保		物資や燃料の搬送のための緊急車両や民間トラック事業者等への通行証の発行に膨大な事務作業が生じた。	救援のための官・民の人員・物資の輸送等、被災地支援を円滑に行えるよう、より効率的・効果的な交通規制の実施方針について検討することが必要。	警察庁	災害対策には、行政機関のみならず、民間事業者の車両が多数利用されることから、通行禁止の対象から除外することがあることを明確にするるとともに、これらの車両のうち医療関係、重機運搬関係などの車両については、発災後緊急車両の標章をスムーズに交付できるよう事前届出制度を導入した。本制度については、今後も関係方面との調整を行い、その結果を踏まえて見直しを行う。	

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針		
						省庁名	取組内容	
発災後の対応に関する こと	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	緊急輸送体制		今回の震災ではトラック輸送が大部分を占めたが、大量輸送機関は必要であり、それぞれの機能の限界を考慮しつつ、鉄道、船舶、航空機等をうまく活用することも必要である。	災害時においても多様な輸送手段の選択が可能となるよう、ヘリコプターの場外着陸場の整備、道路ネットワークの代替性の確保、道路や港湾の耐震化を進めるとともに、発災後の道路啓開、航路啓開等が早急に可能となるようあらかじめ活動内容を定めた計画を策定することが必要。	国土交通省	高速道路のミッシングリンクの解消等による道路ネットワークの強化に取り組むとともに、大規模地震発生直後から緊急物資等の輸送や地域の物流拠点確保を目的とした道路の耐震補強を実施する。 また、港湾については、緊急物資輸送や幹線貨物輸送ネットワーク維持を目的とした耐震強化岸壁等の施設整備、地震発災直後から港湾機能を復旧させるための手順を示した港湾BCPの策定を促進している。 併せて、速やかな復旧を図るため、道路・航路啓開のための建設業者との協定締結等を推進する。 さらに、道路、港湾、空港など災害時の輸送に不可欠な交通インフラに関し、早急に応急復旧できるような体制の構築等について検討を行う。	
		避難収容及び情報提供活動	避難・避難誘導の実施	避難	地震後すぐに避難しなかったり、避難後に再度戻ったこと等により犠牲になった方も多かった。また、避難途上や指定避難所に避難したものの、そこで津波に巻き込まれて亡くなった方もいた。自動車による避難で難を逃れた方がいる一方で、自動車内で被災した方も多かった。	津波の恐れがある場合には、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上に努めることが必要。 また、住民の円滑かつ迅速な避難を支援するための住民に対する避難情報の円滑な伝達システム、発災後の安否確認や広域避難者の所在確認の円滑化に向けた安否情報システムの高度化を図ることが必要。 さらに、緊急の安全確保のための避難場所の指定に当たっては、津波等に対して安全な場所を指定するよう努めることを明確にすることが必要。	内閣府 (防災)	災害の種類、その時点の被災状況などを踏まえて、住民が正しい避難行動をとることができるよう、避難方法、避難指示・避難勧告のあり方等について、災害対策基本法の規定の見直しを検討する。 また、 ・情報と避難行動の関係 ・情報伝達手段とそのあり方 ・避難支援者の行動のあり方 ・自動車による避難のあり方 ・津波からできるだけ短時間で円滑に避難ができる方策 ・防災意識の向上 について検討し、とりまとめを行った。とりまとめを踏まえ必要なガイドライン等の見直しを実施予定。 また、避難の概念の明確化やガイドラインの見直しを受け、関係省庁と連携し、地方公共団体における津波避難計画の作成を促進する。
							消防庁	全国瞬時警報システム（J-ALERT）については、高度化のための改修を実施済。また、国民保護のための安否情報システムを自然災害に対しても活用可能であることを全国の自治体に対して通知済み。 なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）については、住民に対して確実かつ迅速に情報を伝達できるよう、定期的に全国的な試験を実施することにより、地方公共団体における機器の点検・改善を図る。 市町村防災行政無線については、様々な住民への情報伝達手段に関する実証試験を行い、「住民への情報伝達手段システム」に関する推奨仕様書を策定する。
							総務省	放送・携帯電話等様々なメディアを通じた住民への防災情報提供の仕組み（安心・安全公共コモンズ）を平成23年6月に実用化済みであり、この普及・促進を図る。 具体的には、実運用されている「公共情報コモンズ」へ情報発信者である都道府県のうち、本年末までに30県の参加を目指す（6月末現在13府県が参加）。 また、鉄道事業者やライフライン事業者への参加招請を行う。 なお、最終的には、「公共情報コモンズ」へ47全都道府県の参加を目指すとともに、自治体に続き、鉄道事業者やライフライン事業者が多く参加するよう招請していく。
			避難誘導等	水門・陸閘の閉鎖や避難支援者である警察官・消防職員・消防団員等の犠牲者が多数に上った。	警察・消防職員・消防団員等避難支援者の安全確保のため、災害の特徴を踏まえた避難支援者の行動ルールの策定を進めることが必要。	消防庁 警察庁	避難誘導者の安全確保策について、関係省庁から地方公共団体にに対し、通知済み。	
						農林水産省 国土交通省	今般の東日本大震災を踏まえ、水門、陸閘等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とした管理体制の構築を図る。 また、大規模地震により津波が想定される地域で、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等の対策を進める。	

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
発災後の対応に関する こと	避難収容及び 情報提供活動	避難場所		小中学校などの指定避難所だけでなく、地区の集会所など、一時的に難を逃れた場所が長期にわたっての居住空間となったため、避難所としての機能を備えていない環境での避難生活を余儀なくされた。 避難所等、全体の状況把握に時間を要したため、サービスの提供が不十分だった。特に、在宅避難者などの避難所外の被災者の把握が十分でなく、物資の供給が十分でない時期が生じた。	避難所は市町村が指定しているが、その指定基準があいまいであることから、その位置付けの明確化を図ることが必要。	内閣府 (防災)	避難場所について、一時的に難を逃れる場所としての機能と長期にわたって居住空間を提供する場所としての機能を峻別した上で、前者について、その安全基準の確立とそのための仕組みを整備する。後者については、在宅者への支援についても適切な対応がとられるよう検討する。
		避難所運営・管理		避難所生活における被災者のニーズの変化（食事のメニュー、プライバシーの確保、季節に応じた衣類など）への対応が十分にできなかった。また、避難所での栄養管理や健康管理に課題があった。	避難所の運営に当たっては、被災者のニーズに応じたものとなるよう工夫を行うとともに、障がい者、高齢者、子ども等への配慮や女性の視点を取り入れた仕組みを作ることが必要。また、運営の基本的な部分で避難所ごとの差が出ないように、基本的な部分についてマニュアル化等を行うことが必要。	内閣府 (防災)	東日本大震災における避難所の運営状況等の実態調査を通じて、良好な生活環境の確保を図るための、地方公共団体向けの取組指針を平成24年度末までに作成する。
		応急仮設住宅等	民間賃貸住宅の活用、用地確保、仕様等	民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用するに際し、地方公共団体と不動産業者との間において、ルールが明確にされていなかったため、迅速な対応ができなかった。 また、三陸沿岸では、海沿いの平地一帯が津波に流されたため、仮設住宅の建設用地確保が難航した。 さらに、仮設住宅の環境やバリアフリー等、仕様に問題が生じた例もあった。	地方公共団体が応急仮設住宅として民間の賃貸住宅を借り上げる際の取扱いについて、あらかじめ整理するとともに、応急仮設住宅の早期の建設のため、あらかじめ用地を選定しておくことが必要。 仕様については、設置場所の環境や気象の状況、生活実態等を踏まえた仕様に見直すことが必要。	厚生労働省 国土交通省	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅のあり方については、厚生労働省と国土交通省が連携し、都道府県等も参画して検討を行った。その成果として応急仮設住宅の仕様等の建設のあり方については、都道府県向けマニュアル（応急仮設住宅建設必携中間取りまとめ）を、民間賃貸住宅のあり方については、都道府県と関係団体が事前に協定を結ぶ際の協定内容の例を示した通知を中間的に取りまとめた。今後、具体的な仕様や手続き等について、引き続き検討する。
		広域避難	広域避難の調整	市町村や県を越える避難が必要となったが、そのような避難を想定した備えが十分ではなく、他の地方公共団体による避難者の受け入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要した。	円滑な広域避難に資するため、都道府県が、広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立を図ることが必要。	内閣府 (防災)	広域での被災住民の受け入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受け入れ手続、都道府県・国による調整手続について、災害対策基本法を改正。
		避難者への情報提供	県外に避難された方等の情報が不足したため、行政サービスの提供が不十分であった。	広域避難者等も含めた総合的な情報提供の標準化について検討が必要。	総務省	平成23年4月、避難者から任意に提供された避難先の所在地等の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供する「全国避難者情報システム」を立ち上げ、避難元市町村が避難者に各種情報提供を行うことができる体制を構築済み。	

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
発災後の対応に関する こと	避難収容及び情報提供活動	災害時要援護者への配慮		障がい者、高齢者、外国人、妊産婦等の災害時要援護者について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があった。また、災害時要援護者名簿の整備に対し、個人情報保護の観点から懸念を示す地方公共団体が少なからず存在し、名簿等の有効活用ができなかった。さらに避難所、仮設住宅等のバリアフリー化がなされていなかった。	人材育成、避難所、在宅避難、仮設住宅、さらには復興の各段階で、災害時要援護者への配慮に関して、地方公共団体の責務の明確化が必要。 個人情報保護制度との関係を整理し、災害時要援護者名簿の法的位置付けを検討することにより、災害時要援護者名簿の整備・活用を促進することが必要。 物資の備蓄、確保・輸送について、乳幼児や授乳者、高齢者、障がい者等のニーズに配慮することが必要。	内閣府 (防災)	東日本大震災における災害時要援護者の被災・避難の状況を調査し、災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しを含めた検討を平成24年度末までに行う。 また、災害時要援護者への支援について、事前の準備も含め、地方公共団体においてしっかりと取り組まれるよう、国としても、災害時要援護者への支援や、その具体的取組である災害時要援護者名簿の位置づけについて、個人情報保護との関係も整理した上で検討する。
			男女共同参画の視点	避難所の運営等、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画していなかった。また、避難所や仮設住宅等に女性のリーダーが少なく、男女のニーズの違いを踏まえた対策が不十分であった。このため、女性用の物資が不足したり、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室が設置されないなど、女性が避難生活に困難を抱えていた。	防災の各段階において、男女共同参画の視点の重視に関する地方公共団体の責務を明確化するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した被災者支援、復旧・復興、防災等における対応についてのマニュアルを作成することが必要。また、地域防災計画策定、地域復興計画策定、避難所運営等の意思決定の場に女性が参画できるよう、地方防災会議の構成等について見直すことが必要。	内閣府 (男女)	東日本大震災における男女共同参画の視点からの被災者支援、復旧・復興、防災等の各段階での必要な対応を調査・検討し、これを基にマニュアルを平成24年度に作成し、幅広く周知する。 また、引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立を図るとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・復興における男女共同参画を一層推進する。
			帰宅困難者対策	首都圏においては、鉄道等の交通機関が不通になったことや帰宅困難時の行動原則が浸透していなかったこと、十分な情報提供がなされなかったこと等により、多くの帰宅困難者が生じた。なお、帰宅困難者のとる行動や対策をライフラインの寸断、発災の時間帯、食糧・水の有無などの各種条件を整理した上での事前の検討や、子供や女性、高齢者などを対象とした事前の検討が十分にされていない。	「むやみに移動を開始しない」ことの周知などによる一斉帰宅抑制や、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供体制、災害時帰宅支援ステーションを始めとする徒歩帰宅支援体制、鉄道不通の長期化に伴う帰宅困難者等の搬送体制など、官民連携による帰宅困難者対策の具体化を進め、その結果に基づき、関係機関で具体的な対策を強化・推進することが必要。	内閣府 (防災)	首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保などを内容とする中間報告を平成24年3月にとりまとめた。今後、平成24年夏～秋にとりまとめ予定の最終報告に向け、一斉帰宅抑制のための事業所における帰宅困難者等対策のガイドライン、一時滞在施設の確保と運営のガイドライン、帰宅困難者等への情報提供ガイドラインなどについて検討し、対策の具体化を進める。
			被災者等への的確な情報伝達	災害時の「正常化バイアス」を打ち消すだけの避難指示ができなかったことが津波からの避難が円滑にできなかった要因の一つとして考えられる。また、首都圏においては、十分な情報提供がなされなかったこと等により、多くの帰宅困難者が生じた。	災害時の「正常化バイアス」を打ち消す適切な避難を促す広報のあり方や避難者・帰宅困難者の混乱を防止する広報のあり方、国等が実施している活動の広報のあり方などについて検討し、充実を図ることが必要。	内閣府 (防災)	災害時に必要とされる情報が迅速かつ確に必要となる所に提供されるよう、ハード・ソフト両面から現状の課題整理と今後の方向性を検討するため、有識者で構成された防災情報の活用に係るプロジェクトチームを結成。同PTにおいて、信頼性の高い確実情報と速報性の高い参考情報をいかに取扱い、被災者等へ情報伝達すべきか等について検討し、可能なものから施策化を図る。
						内閣官房 国土交通省	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成24年3月30日に成立、7月1日に施行された。 今後、都市再生安全確保計画の作成及び計画に基づく事業等の実施が円滑に行われるよう、支援制度の活用も含めた関係者との調整を進める。 さらに、都市再生安全確保計画に基づく取組・事業等の成果、地域の変化等に応じて、計画内容の検証を実施し、計画の不断の見直しや運用の改善等に努めるとともに、より多くの地域で計画が作成されるよう関係者への働きかけを進める。

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
発災後の対応に関する こと	物資の調 達・輸送・ 供給	物資の調 達・輸送	物資調達	支援物資を調達・輸送する際に必要な情報が欠落し、活動が混乱・停滞した。	関係者間で共有すべき情報項目の整理や標準フォーマットの策定が必要。メーカー・卸・小売の在庫を含め、どこにどれだけ物資があるのか、所在を明らかにすることが必要。	経済産業省	情報項目の整理や標準フォーマットの策定を行うとともに、当該フォーマットの具体的な活用方法や運用ルールについて関係府省庁において検討を図る。 平成24年度末までに「製・配・販連携協議会」において、情報集約基盤の具体策等を含む生活必需品の流通のあり方について検討を進める。また、大規模災害時において、生活必需品等の需給バランス・在庫状況等を政府・自治体等が把握するためのITを活用した情報集約基盤の構築に向けた実証事業を行う。
				被災地方公共団体が自ら物資の調達を行うことが困難であったため、予備費の活用により国の支援スキームが作られた。	発災直後、地方公共団体の行政機能が被災により低下した場合には、被災地からの要請がなくても国や他の地方公共団体が物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を民間とも連携しつつ、より円滑かつ確実に行う体制を構築することが必要。	農林水産省	東日本大震災の教訓を踏まえ、①被災地方公共団体の要請を待たずに国が直接支援（プッシュ型支援）を行う手順の整備や支援物資の品目・量・単位の統一化、②飼料の安定供給体制の強化、③災害復旧用木材の調達・供給体制の強化等を内容とする新たな「震災対応マニュアル」を作成した。 今後、定期的に訓練を実施するとともに、マニュアルの点検・見直しを行う。
			物資の支援及び輸送	救援物資の供給は、被災地方公共団体から需要連絡を待つ形であったため、被災直後、被災地方公共団体の著しい行政機能の低下などにより、被災者に必要な物資に関する情報把握が困難となり、適切なタイミングで実施できなかった。	発災直後、地方公共団体の行政機能が被災により低下した場合には、被災地からの要請がなくても国や他の地方公共団体が物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を民間とも連携しつつより円滑かつ確実に行う体制を構築することが必要。	内閣府 (防災)	物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できること、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できること等について、災害対策基本法を改正。 また、「災害緊急事態対応関係省庁連絡会議」の下に、「物資調達・輸送調整関係省庁等担当者会議」を平成24年4月に設置し、物資調達・輸送調整について国、都道府県、市町村の役割分担を検討するとともに、関係省庁や地方公共団体と連携し、災害時に都道府県や国が要請を待たずに物資を円滑に調達・供給する体制の構築を検討しているところ。検討の成果は、平成24年度末に、緊急災害対策本部マニュアルに反映させる予定。この際、民間やボランティアとの連携にも留意する。
			集積拠点	県の物資集積拠点が不足するとともに、震災後に集積場所を調整したため、円滑な輸送活動ができなかった。また、当初、集積拠点での在庫・配送管理が不十分であったため、物資集積拠点から避難所に向けての輸送が滞りがちであった。	物資の集積拠点の計画的配置、確保が必要であるとともに、物資集積拠点での一連の流れを機能させるためには、民間のロジスティクス人材の活用が必要。	国土交通省	平成23年12月に「支援物資物流システムの基本的な考え方」をとりまとめた。当該考えも踏まえ、同年12月に、首都直下地震等の大規模な地震が想定される地域を4つのブロックに分け、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置し、災害時の支援物資物流における官民の連携・協力の構築等を取りまとめた。 平成24年度以降は、東北地方等の他のブロックにおいても新たに協議会等を設置し、同様にとりまとめを実施するとともに、官民共同協議会を継続的に実施し、災害に強い物流システムを構築する。
		燃料確保	製油所の操業停止及び太平洋岸の貯蔵施設の損壊により、燃料供給が途絶した。このため、交通インフラが復旧しても物資等を運ぶトラックの燃料が不足し、人・モノを運べない状況となった。	燃料不足対策については、石油・石油ガス供給に係る施設の災害対応能力を強化するとともに、事業者間において災害時の共同計画をあらかじめ策定する等、災害時における石油・石油ガス等の供給体制を整備することが必要。 国、地方公共団体及び事業者等との間で、あらかじめ情報を共有しておくことが必要。 救援のための人員・物資の輸送について、燃料の優先的割当に留意することが必要。	経済産業省	平成23年末にとりまとめた「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」に基づき、災害時における石油の供給不足への対応等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出。 本法律案は、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における石油の供給不足への対応等のため、①災害時の石油・LPガスの供給に関する体制の構築、及び、②資源開発に係る支援機能の集約化・整備、等の措置を講ずるもの。 また、並行して石油製品の国家備蓄の増強や出荷機能の強化を実施する。	

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
発災後の対応に関する こと	避難者の保健衛生			心の不調を訴える被災者が少なからず存在し、うつ病、不安障害等の予防・治療や心のケアを行うため、精神科が重要であった。	精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」の派遣の円滑化や、保健師、介護士及び関係団体等の多様な主体による円滑な支援を通じて、生活不活発病の予防及び心の不調への対応をすなど、被災者の健康確保を図ることが必要。	厚生労働省	都道府県、指定都市において、心のケアチームの準備体制を構築するための「心のケアチーム体制整備事業」を実施予定。また、それらを専門技術的観点から後方支援する「災害時こころの情報支援センター事業」を平成23年度に開始した。
	社会秩序の維持、物価の安定等	社会秩序の維持		岩手県、宮城県及び福島県の被災三県の震災発生後1年間の全刑法犯認知件数は前年同期比減少した一方で、無人家屋・店舗に対する侵入窃盗や、全国で義援金名目の詐欺、悪質商法等震災に便乗した悪質な犯罪が散見された。また、被災者等の不安をあまり立てる流言飛語が流布した。	平素から、災害発生時においても治安上の問題が生じないよう、犯罪の起きにくいまちづくりを推進するとともに、災害に便乗した犯罪への対処能力を向上させることが必要。また、被災者等に正確に情報が伝わるよう、情報発信のための方策等についても検討が必要。	警察庁	犯罪の起きにくいまちづくりの推進に向けて、防犯・防災の両面に効果がある安全・安心まちづくり方策について有識者を交え検討している。また、今回の震災時に行った情報発信の内容、方法等について調査を行い、それを基に、今後の震災時における効果的な情報発信の内容、方法、時期等について検討を行う。
		物資の安定供給		国民の不安心理が増大する中で、商品の需給バランスや市中在庫量等を把握できなかったため、全国的に一部の食料品や生活必需品が入手困難となった。	緊急時における生活関連物資の円滑な供給・調達に向けては、国、地方公共団体、関係事業者がこれらの物資の在庫・販売情報等を共有する取組を促すことが必要。	経済産業省	大規模激甚災害を想定し、生活必需品の流通に関して、整然と配送・在庫配置が行われるよう、小売、卸売、メーカー等から、食品や日用品等の販売・在庫情報等を収集・整理する基幹システムを設け、緊急時には生活必需品等の需給バランス・在庫情報等を政府・自治体が把握する仕組みを構築予定（平成24年度に基盤システムを構築）。
						農林水産省	応急用食料については、従来から防災基本計画に基づき、毎年度、業界団体、民間企業を通じて調達可能量及び工場・主要保管施設の所在地等を調査しており、今後も、引き続き調査する。
応急復旧及び二次災害の防止活動	施設、設備等の応急復旧活動	公共施設	多くの公共土木施設が被災を受けたため、地方公共団体がすべてを点検・復旧することが困難となり、国が点検等の支援を行ったほか、特別措置法を制定し、県に代わって国が工事を実施した。	少なくなってきている地方公共団体の土木技術者を大規模災害時に支援することが必要。	国土交通省	大規模自然災害が発生した場合等に、被災地方公共団体等に対して、円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の制度、TEC-FORCE隊員に対する平時の訓練や資機材の準備体制及び活動計画について情報提供し、国交省が行う災害時の応援体制について自治体職員との理解促進を図る。また、TEC-FORCEの実働訓練等を自治体と共同で実施し、国・自治体連携の下、災害対応の準備を図る。	
		ライフライン	発電所やライフラインの主要設備が津波や地震動により被災し、広範囲におよぶ供給支障が生じた。また、復旧まで長期間を要する事例があった。	被害の発生原因の分析を継続し、設計基準に反映する等、今後の迅速な復旧への対策を実施することが必要。	経済産業省 厚生労働省 国土交通省	被害の発生原因の分析を踏まえた設計基準の見直し等、地震対策の充実を行う。	
	二次災害の防止活動	地震に伴う地盤沈下による浸水被害等の二次災害が生じた。	二次災害の防止に向けた取組を速やかに行える体制の整備が必要。	国土交通省	二次災害の防止に向けた取組として、首都直下地震等発災時における緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）の活動計画（第1次計画）事務局案を平成24年を目的に策定し、迅速・的確に二次的被害拡大を防止し、被災地支援を図る。 なお、その後も、緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）の活動計画の策定対象を拡げ、全国の地方整備局等から被災地へ集結する各広域支援部隊の具体的な計画を作成し、迅速・的確な応急復旧等広域的支援を可能とする予定。		
発災後の対応に関する こと	自発的支援の受入れ	ボランティアの受入れ	広域かつ大規模な災害であったことから、被災地における大量のニーズの把握・発信が容易でなく、被災地・支援側の連携体制の構築も新しい試みの中で、手探りで行われた。 情報の不足や車両の燃料不足等もあり、被災地外のボランティア活動者が現地に入りにくく、当初はボランティアの受入れ体制の立ち上げ自体が困難で、円滑な運用に至るまでに時間を要した。	発災後、防災ボランティア等に対して積極的な情報提供や意見交換を行うなど、早期にボランティアの活動を支援することが必要。また、防災ボランティア活動に関する東日本大震災等の教訓を取りまとめ、広域連携の体制構築のためのポイントについて、関連機関等への普及を図ることが必要。	内閣府（防災）	防災ボランティア活動検討会において、平成23年度「広域連携のポイント集」を策定し、情報提供。平成24年度において、本資料を用いた地域関係者による検討の場の設定などにより、連携と協働の促進を図る。また、当面の取組から得られた新たな課題について、防災ボランティア活動検討会等の場を通じて解決を図りながら、さらなる連携と協働の促進を図っていく。	

大項目	中項目	小項目	細項目	反省	教訓	今後の取組方針	
						省庁名	取組内容
		国民等からの義援物資、義援金の受入れ	物資受け入れ	食料や衣類等を1つの箱に詰め込んだ小口で混載の支援物資は、現場で仕分け等に手間がかかるなど、現地の受け入れにおいて混乱に拍車がかかった。	支援物資については、被災地外の集積拠点を活用して仕分けを行うなど、被災地外ですぐに使える状態にしておくことが必要。	内閣府 (防災)	「災害緊急事態対応関係省庁連絡会議」の下に、「物資調達・輸送調整関係省庁等担当者会議」を平成24年4月に設置し、災害時の物資調達・輸送調整について検討を進めているところ。検討の成果は、平成24年度末に、防災基本計画及び緊急災害対策本部マニュアルに反映させる予定。この際、小口の混載物資の取扱いについても留意する。 また、個人からの混載物資を被災地外で分別するよう地方公共団体を促し、対応可能な体制の確立を図る。
			義援金受け入れ	義援金については、支給が全体として遅れたほか、その用途に多くの質問が出ており、分かりやすい説明が必要である。また、義援金が寄付金控除などを受けられるかはっきりせず、寄付がしにくいとの意見がある。	義援金については支給手続きの更なる迅速化を進めることが必要。	厚生労働省	日本赤十字社等の義援金受付団体と協力し、今後、義援金の速やかな配付等、義援金に係る課題解決に向けた取組を検討する予定。
		海外等からの支援の受入れ		海外からの救助隊等の人的支援については、被災地ニーズとのマッチングが難しかった。また、支援物品についても、多種多様で輸送にも時間を要することから、被災地のニーズが変化する中で、マッチングを行うのが困難なケースがあった。なお、救助隊等の派遣国に対しては、「自己完結」体制を要請したが、国によって準備状況に大きく違いがあった。	海外等からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図ることが必要。また海外支援の受入れについて国が方針を示し、窓口の一本化や体制の整備を図ることが必要。	内閣府 (防災)	平成23年10月、各府省庁との連絡・調整に携わった職員や、各国の救助チームに同行したりエゾンからの報告等を踏まえ、海外からの支援の受け入れに関する教訓、改善点の取りまとめを行い、政府内での共有を図った。これに加え、今後、海外支援受け入れ円滑化のための調査を実施し、受入れ体制の整備を図る。 さらに、支援の申し出から帰国までの支援活動全体について、受入れ判断や受入れ手続の明確化、被災地のニーズ把握や調整等の課題を踏まえつつ、関係府省庁とも連携して円滑な海外支援受入れに向けた対策を推進する。